

「独占禁止法審査手続に関する指針」の一部改定（案）新旧対照表

（下線部分は改定部分）

○独占禁止法審査手続に関する指針（平成27年12月25日公正取引委員会決定）

改 定 案	現 行
第2 事件調査手続 1 (略) 2 供述聴取 (1)・(2) (略) (3) 供述聴取における留意事項 ア・イ (略) <u>ウ 審査官等は、聴取対象者が課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出（独占禁止法第7条の4第1項から第4項まで〔独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。〕）を行った事業者の役員及び従業員等である場合において、当該聴取対象者からの求めがあったときは、供述聴取終了後その場で、当該聴取対象者による供述内容に係るメモの作成を認めるとともに、当該メモの作成のために必要な範囲で当該聴取対象者からの質問に応じるものとする。</u> (4)・(5) (略) 3・4 (略)	第2 事件調査手続 1 (略) 2 供述聴取 (1)・(2) (略) (3) 供述聴取における留意事項 ア・イ (略) (新設) (4)・(5) (略) 3・4 (略)